

移転業務委託契約書

沖縄県中央家畜保健衛生所長 仲村 圭子（以下「甲」という。）と受託者〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次のとおり委託契約を締結し、信義に従いこれを履行する。

- 1 業務の名称 中央家畜保健衛生所移設業務
- 2 履行期間 (着手) 令和3年 月 日
(完了) 令和3年8月31日
- 3 実施場所 沖縄県中央家畜保健衛生所
(現庁舎) 南城市大里字平良 2505 番地
(新庁舎) 南城市大里字大里 2085 番地
- 4 契約金額 円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 円)

「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

- 5 契約保証金
沖縄県財務規則第101条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上を県に納付すること。但し、同規則101条第2項第1号から第3号に該当する場合は免除する。

(総則)

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき頭書の契約金額をもって頭書の中央家畜保健衛生所移設業務（以下「業務」という。）を完了しなければならない。

2 別紙仕様書に明記されていない事項があるときは、甲と乙で協議して定める。但し、軽微なものについては甲の指示に従うものとする。

(業務工程表)

第2条 乙は、契約締結後直ちに、甲と協議の上、業務工程表を作成し甲の承諾を得なければならない。

(権利・義務の譲渡等の禁止)

第3条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継せしめてはならない。但し、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

(再委託等の禁止)

第4条 乙は、業務の全部を一括して、若しくは仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、若しくは請け負わせてはならない。但し、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

(健康管理)

第5条 乙は、乙の従業員の健康、身元、風紀、衛生並びに労働法規上の人事及び厚生面の一切の責任を負うものとする。

(業務体制)

第6条 乙は、作業員の安全衛生管理及び教育を行わなければならない。また、乙は、責任者及び作業責任者を選出及び配置し、委託業務を円滑に推進しなければならない。

第7条 乙は、作業責任者及び作業員（以下「作業従事者」という。）の経歴書を必要に応じて甲に提出し、甲の承認を得なければならない。また、業務従事者を変更する場合も同様とする。

第8条 甲は、業務従事者が怠惰その他の理由により委託業務を実施することが困難と認めた場合は、乙に業務従事者の変更を申し出ることができ、甲乙協議してこれを処理する。

(業務の調査報告)

第9条 甲は、乙に対して必要と認めるときは、業務の処理状況について調査の実施、又は報告を求めることができる。

(業務の変更等)

第10条 甲は、必要がある場合には、業務の内容を変更、若しくは業務を一時中止、又はこれを打ち切ることができる。この場合において契約金額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額については甲乙協議して決める。

(第三者に及ぼした損害)

第11条 業務の執行に際し、第三者に損害を及ぼしたときは、甲の責に帰すべき事由による場合のみ甲の負担とする。

(業務完了報告及び検査)

第12条 乙は、業務を完了したときは、遅滞なく業務完了報告書(成果報告書)及び仕様書に定める書類等を甲に提出しなければならない。

2 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む)については、処理完了報告書を提出すること。但し、マニフェストの返送をもって報告書に代えることができる。なお、処理完了報告書(又はマニフェスト)については、産業廃棄物の最終処分が履行期間内に完了しない可能性を考慮し、履行期間内に中間処理完了報告書(マニフェストD票)を提出することをもって処理完了(見込み)とする。最終処分完了後は、直ちに最終処分完了報告書(マニフェストE票)を提出すること。

3 甲は、前項の業務完了報告書及び仕様書に定める書類等を受領したときは直ちに検査を行わなければならない。

(契約金額の支払い)

第13条 乙は、前条第2項の規定による検査が完了したときは、甲に対して契約金額の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求があったときは、受理した日から30日以内に支払うものとする。但し、特別の理由がある場合はこの限りでない。

(契約の解除)

第14条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙が正当な理由なく解除を申し出たとき。
- (2) 乙の責に帰すべき事由により業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 第3条から第7条までの規定に違反したとき。
- (4) その他、乙の違反行為により、契約目的を達することができないと明らかに認められるとき。
- (5) 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- (6) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (7) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (9) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 前項第1号から第4号までの規定により、本契約が解除された場合は、乙は、委託料金の100分の10を違約金として、甲に支払わなければならない。

3 第1項の規定により本契約が解除されたときは、乙は、その損害賠償を請求することはできない。

第15条 甲は、前条第1項に規定する場合のほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項により契約を解除した場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。

(乙の解除権)

第16条 乙は、次の各号に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第10条に基づく業務内容を変更したため、契約金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 甲が本契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能になったとき。

2 乙は、前項の規定により本契約を解除しようとするとき、60日前までに甲に通知しなければならない。

3 前項の規定により、契約を解除した場合は前条第2項の規定を準用する。

(違約金)

第17条 甲は、乙が委託費を返還しなければならない場合において、これを甲の定める期間に納付しなかったときは、納期の期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納分の額に年2.5パーセントの割合で計算した違約金を徴収することができるものとする。

(業務の中止・延期)

第18条 甲及び乙は、天災やその他やむを得ない事由があるときは、甲乙協議の上、その日の業務を中止し、翌日以降に延期することができる。甲又は乙は、その責を負わないものとする。

2 前項により中止が決定した場合は、直ちに甲乙協議し、業務工程の変更を行い、乙は業務の再開に向けた準備を行うこと。

(秘密の保持)

第19条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、乙の従業員はもとより、本業務に従事した者は、本業務の過程において知り得た秘密事項を甲の許可なく、何人にも漏洩してはならないものとする。

2 前項に規定した内容に違反したことにより、甲が損害を被った場合には、甲は乙に対し、損害賠償請求、刑事告訴などの法的処分をとる場合もあることを、乙は十分に理解すること。

(管轄裁判所)

第 20 条 本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合は、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(契約事項及び契約外事項についての疑義)

第 21 条 この契約事項及び契約外事項について疑義が生じた場合、必要に応じて甲乙協議してこれを処理するものとする。

(契約締結に要する費用)

第 22 条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

本契約の証として本書を 2 通作成し、当事者の件名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 3 年 月 日

(甲) 委託者

南城市大里字平良 2505

沖縄県中央家畜保健衛生所

所長 仲村 圭子 印

(乙) 受託者

印